## 国立大学法人電気通信大学内部監査室規程

平成20年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 平成22年10月19日 平成24年 4月 1日 令和 2年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、 国立大学法人電気通信大学内部監査室(以下「内部監査室」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査室は、学長の直接の指示の下、本学における業務の適正かつ効率的な運営及び会計経理の適正の確保に資するとともに、監事が行う監査に協力することを目的とする。

(職務)

- 第3条 内部監査室の職務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 業務運営に関する監査を実施すること。
  - (2) 会計経理に関する監査を実施すること。
  - (3) 監事が実施する監査を支援すること。
  - (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 内部監査室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) 室員
  - (4) 室専任の職員
- 2 室長が必要と認めるときは、内部監査室に所属する職員以外の者に学長の承認を得て、 監査を行わせることができるものとする。

(室長及び副室長)

- 第5条 室長及び副室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、内部監査室の職務を掌理する。
- 3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。 (室員)
- 第6条 室員は、本学の専任の職員のうちから、室長の推薦に基づき学長が指名する。 (任期)
- 第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ

た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定期監査及び臨時監査)

- 第8条 内部監査は、定期監査及び臨時監査とする。
- 2 定期監査は、室長が当該事業年度における内部監査計画を作成し、あらかじめ学長の 承認を得た上で実施する。
- 3 臨時監査は、学長が必要と認めるときに、室長に命じて実施する。

(内部監査計画書)

- 第9条 前条の定期監査に係る内部監査計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 内部監査の基本方針
  - (2) 内部監査の実施期間
  - (3) 内部監査の方法
  - (4) 内部監査の対象部署(以下「被監査部署」という。)
  - (5) 監査事項
  - (6) その他必要な事項

(監査員の権限)

- 第10条 内部監査室に所属する職員及び第4条第2項に規定する者(以下「監査員」という。)は、被監査部署に対して、監査実施上必要な書類の提出を求めるとともに、監査に必要な説明を求めることができる。
- 2 被監査部署は、前項の監査員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(被監査部署の遵守事項)

第11条 被監査部署は、円滑に内部監査が実施できるよう監査員に協力しなければならない。

(監査員の遵守事項)

- 第12条 監査員は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 監査員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。
  - (2) 監査員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
  - (3) 監査員は、被監査部署の業務の処理及び方法等について、直接指揮命令をしてはならない。
  - (4) 監査員は、監査の実施に当たり、被監査部署の通常業務に著しい支障を与えないように配慮しなければならない。

(監査の通知)

- 第13条 室長は、内部監査を実施するに当たり、あらかじめ被監査部署の責任者に対し、 内部監査計画書に基づく内部監査の日時及び監査事項その他内部監査に必要な事項を通 知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、この限りでない。 (監査の実施)
- 第14条 内部監査は、内部監査実施計画に従って実施するものとする。ただし、緊急又は 特に必要と認められる場合は、学長の承認を得て、これを変更して実施することができ る。

- 2 内部監査は、質問、書面若しくは実地監査又はこれらの併用によって行うものとする。 (監査結果の説明等)
- 第15条 室長は、内部監査終了後、その結果を被監査部署に説明又は提示を行い、被監査 部署から意見等があるときは、十分にその意見を聴取するものとする。

(内部監査結果の報告)

- 第16条 室長は、内部監査終了後、速やかに内部監査結果報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
- 2 室長は、必要と認めるときは、内部監査実施中でも随時口頭で学長に経過について報告するものとする。

(改善措置状況の確認)

- 第17条 室長は、内部監査の結果、学長から業務改善の措置等を求められた被監査部署に 対し、業務改善に関する措置等の状況について調査及び確認を行うものとする。
- 2 室長は、前項の調査及び確認を行ったときは、その結果を学長に報告するものとする。 (監事への報告)
- 第18条 室長は、監事から要請があったときは、学長の許可を得て、内部監査結果について報告しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第19条 室長は、随時監事及び会計監査人との連絡調整を行い、内部監査を効率的に実施 するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、内部監査室について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人電気通信大学監査室設置要項(平成17年1月11日施行)は、廃止する。

附則

- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 WH 即
- 1 この規程は、平成22年10月19日から施行し、平成22年8月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の規定に かかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。